

原子力災害対策の取組状況について

H26. 8 熊本県危機管理防災課

1. 国の主な取組み

① 防災基本計画（原子力災害対策編）の修正

- ・国会、政府等の事故調査報告、原子力規制委員会設置法の制定等を踏まえて、防災基本計画（原子力災害対策編）を修正。政府の対応体制の強化、住民防護・被災者支援体制の整備、防災インフラ・防災資機材の充実等のほか、地域防災計画に原子力災害対策編を策定すべき自治体の範囲（概ね30km圏）を規定。（H24. 9）

② 「原子力規制委員会」及び「原子力規制庁」の発足

- ・複数の機関が担っていた原子力の安全規制に関する業務を一元的に担う「原子力規制委員会」とその事務局の「原子力規制庁」が発足。（H24. 9）

③ 「改正原子力災害対策特別措置法」の施行

- ・原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定すること、原子力事業者が防災業務計画を作成・修正する時の協議先や特定事象が発生した時の通報先等となる都道府県の範囲を30km圏まで拡大すること等を規定した「改正原子力災害対策特別措置法」が施行。（H24. 9）

④ 「放射性物質拡散シミュレーション試算結果」の公表

- ・原子力規制委員会は、全国の原子力発電所で福島第一原子力発電所事故と同様の深刻な事故が発生した場合の放射性物質拡散シミュレーション試算結果を公表。（H24. 10）
- ・川内原子力発電所では主に海側に拡散する試算結果となっており、16方位で最大となるのは「南」の22.5km。

⑤ 「原子力災害対策指針」の策定及び改定

- ・原子力規制委員会は、原子力事業者、国及び自治体等が原子力災害対策を円滑に実施するために必要な技術的・専門的事項等を定めた「原子力災害対策指針」を策定。（H24. 10）
- ・同指針では、原子力災害発生に備えて重点的に事前対策を講じておく重点区域（UPZ）は概ね30km圏とされ、この圏内では住民避難体制、モニタリング体制、被ばく医療体制等の整備に取り組むこと等を規定。
- ・一方で、UPZ外で住民防護措置が必要な地域（PPA）については、その概念は示されたものの具体的な範囲や必要な措置等は示されず、今後の検討課題とされた。【※次頁を参照】
- ・今後の検討課題とされたもののうち、検討結果がまとまった事項（防護措置実施基準の具体化、安定ヨウ素剤の配布方法等）を反映させるため、指針を改定。（H25. 2、H25. 6、H25. 9）

「原子力災害対策指針（最終改正：H25.9）」のPPAに関する記述

・ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の検討

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

⑥ 「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム」の設置

- ・ 自治体の地域防災計画・避難計画の充実化を支援するため、原子力発電所の所在する13地域ごとに、自治体のみでは対応が困難な課題の解決のためのワーキングチームを設置し、避難行動要支援者への対応、避難手段の確保、スクリーニングや除染の実施等について検討を開始。（H25.9）

2. 県と関係4市町の主な取組み

（1）県原子力災害対策計画等に基づく取組み

本県は、いずれの原子力発電所のUPZには入らないものの、福島第一原子力発電所事故の影響が広範囲に及んだことを教訓として、独自に原子力災害対策計画を策定し、次の取組みを実施。

① 食品検査機器の整備

- ・ 食品検査体制の強化を図るため、シンチレーションスペクトロメータ1台及びサーベイメータ（携帯型測定機器）4台を県が保健環境科学研究所等に整備。（H24.2）

② 環境放射能検査機器の増設

- ・ 環境放射能検査体制の強化を図るため、モニタリングポスト6基（5基増設）、ゲルマニウム半導体検出器2台（1台増設）及びサーベイメータ（携帯型測定機器）5台（3台増設）を県が県庁、保健所等に整備。（H24.3）

③ 県地域防災計画に原子力災害対策計画を新設

- ・ 県地域防災計画に原子力災害対策計画を新設し、川内・玄海原子力発電所の事故を想定した体制整備を規定。（H24.5）

- ・関係 4 市町も呼応して、市町地域防災計画に原子力災害対策計画を新設。

④ 九州電力との「原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」の締結等

- ・九州電力(株)と県との間で覚書を締結し、川内・玄海原子力発電所の事故発生時の情報連絡体制を整備。(H24. 7、H25. 3)
- ・鹿児島県地域防災計画(原子力災害対策編)に、川内原子力発電所の事故発生時の本県への情報連絡が明記。(H25. 3)

⑤ 「川内原子力発電所に係る熊本県・関係 4 市町対策推進会議」の設置

- ・川内原子力発電所から 50 km 圏内にある 4 市町(水俣市・天草市・芦北町・津奈木町)と県が連携、協力して必要な原子力災害対策の推進を図るため、対策推進会議を設置し、第 1 回会議を開催。(H24. 8)
- ・第 2 回会議では、川内原子力発電所の視察や鹿児島県原子力安全対策課との意見交換等を実施。(H24. 10)
- ・第 3 回会議では、県と市町村間の情報連絡体制について決定。(H25. 2)

⑥ 川内原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練への参加

- ・川内原子力発電所の事故を想定して鹿児島県等が実施した原子力防災訓練を市町村及び関係機関職員と参観し、災害対策本部運営、モニタリング、住民避難誘導、被ばく医療措置等について研修するとともに、県と市町村間の通報連絡訓練を実施。(H24. 8、H25. 2、H25. 8、H25. 10)

(2) 鹿児島県からの避難者受入れに関する取組み

○ 避難先への指定

- ・鹿児島県、出水市及び阿久根市からの要請に応じて、川内原子力発電所事故発生時には、次のとおり避難者の一部を受け入れる(避難所を提供する)ことを決定し、出水市及び阿久根市の避難計画において避難先に指定。(H25. 12)
- ・現在、前述の国が設置したワーキングチーム[川内地域]において、国、鹿児島県、出水市及び阿久根市などにより、避難計画の具体化に向け検討中。

避難元市 (避難対象者数)	避難先市町	避難者数
出水市 (22,613 人)	水俣市(市総合体育館等 28 ヶ所)	6,645 人
阿久根市 (22,485 人)	芦北町(町生涯学習センター等 7 ヶ所)	3,566 人
	津奈木町(町文化センター等 3 ヶ所)	1,021 人
計		11,232 人

※UPZ 圏内総人口は 214,954 人